

要 望 書

日本ではいまや、犬や猫の飼育頭数が15歳未満の子どもの人口を超えています。家族のような存在であるはずなのに、全国の自治体では平日毎日、約400匹もの犬猫たちが殺処分されています。そして、一部の悪質なペットビジネスによって闇に消えていく命は、公的機関によるカウントすらできていない状況です。

日本ほど大規模に、生体を流通・小売業という業態で売るビジネスが発展した事例は、欧米先進国ではほとんどみられません。日本ではこのビジネスを支えるために、全国各地でパピーミルとペットオークションが営まれています。その結果、毎日約2000匹もの犬や猫が国内では流通されています。

人間のパートナー、家族として生まれてきたはずなのに、人間に虐待され、捨てられ、殺されていく命があるのです。私たちはTOKYO ZEROキャンペーンでは、東京オリンピック・パラリンピックの開催年である2020年までにこうした状況を変えたいと、「三つの解決策」を掲げて活動して参りました。

具体的には、

- ▽ペット産業適正化のために「8週齢規制」を早期に実施するよう国や自治体に働きかけていくこと
 - ▽捨てられた犬や猫の福祉向上のために、全国の自治体にある「動物愛護センター」を保護し、譲渡するための「ティアハイム」的施設に転換するよう促していくこと
 - ▽「保護犬」「保護猫」との出会いを広めていくこと
- という三つです。

本日、特に強く環境大臣にお願いしたいのが、一つめの8週齢規制の早期実施です。生後56日に満たない、幼すぎる子犬や子猫を生まれた環境から引き離すと、精神的外傷を負う可能性が高く、無駄ぼえやかみ癖などの問題行動を起こしやすくなります。このこと自体、動物福祉の観点から大きな問題となっています。問題行動が、飼い主による飼育放棄の可能性を高めてしまうことも、見過ごせません。

またペットショップは、8週齢に満たない幼すぎる子犬や子猫を販売することで、消費者に衝動買いを促すことをビジネスモデルの根幹に据えている実態があります。衝動買いが、安易な飼育放棄につながりやすいことは、言うまでもありません。

欧米先進国では、8週齢まで子犬や子猫を生まれた環境から引き離すことを禁じる「8週齢規制」は、常識です。8週齢規制を早期に実施することで、ペット産業の適正化を促し、動物福祉の向上につなげていくべきだと、私たちは考えています。

動物愛護法では附則第7条によって、「別に法律で定める日」まで「56日」が実現できない仕組みになっています。一方で同じ附則で「別に法律で定める日」を「速やかに定めるものとする」ともあります。環境大臣には、速やかに、日本においても「8週齢規制」を実現していただけますよう、ここに強く要望致します。

以上

2017年1月24日

TOKYO ZEROキャンペーン

住所：東京都千代田区麹町 2-6-10 麹町フラッツ 2階

代表理事：藤野真紀子